

鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、老朽化等により市場で流通していない空き家の利活用のため改修工事等を行う者に必要な経費の一部を助成し、空き家の利活用や市場での流通を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 媒介等契約

不動産の売主又は買主（賃貸借の場合にあっては貸主又は借主）が不動産の売買又は交換、賃貸借をするため、不動産事業者に対して不動産取引に係る媒介又は仲介を依頼する契約をいう。

(2) サブリース

所有者等から借り上げた住宅を第三者に転貸することをいう。

(3) 入居

空き家改修後の居住の開始又は空き家改修の目的に沿った建物の使用が開始されることをいう。

(4) 既存住宅状況調査

既存住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の劣化事象等の調査で、既存住宅状況調査技術者が「既存住宅状況調査方法基準」（平成29年国土交通省告示第82号に定める基準をいう。）に基づき実施するものをいう。

(5) 既存住宅状況調査技術者

既存住宅状況調査を行う技術者で、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第82号）により国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書を有する者をいう。

(6) 既存住宅売買瑕疵保険

既存住宅の買主に対して保険対象部分の隠れた瑕疵の瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を負う場合にその履行による損害に対して保険金が支払われるもので、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された法人をいう。）が販売する保険をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる対象建築物について、同表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対して補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に要する同表の第4欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）と、同表の第6欄に掲げる補助限度額のいずれか少ない額とする。

3 間接補助事業は同表の第7欄に掲げるすべての要件に該当するものであること。

4 間接補助事業に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行う日の20日前までに行わなければならない。
ただし、4月20日までに事業着手する場合は、4月20日までに行うものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日（その日が、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく国の交付金の交付決定の通知を知事が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると知事が確認した日のいずれか早い日以前である場合にあっては、当該いずれか早い日）から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

- 第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

- 第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
- (1) 前条第1項に規定する変更に該当しない変更
- (2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

- 第13条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、この要綱に定めるもののほか、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の定める耐用年数より短い期間を定めてはならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行する。

別表（第4条関係）

1 間接補助事業	(1) 空き家等改修支援事業	(2) 古民家空き家等改修支援事業	(3) 既存住宅状況調査等支援事業
2 対象建築物	<p>県内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。）で、次のいずれかに該当する建築物（過去に本補助金を活用して改修したものと見做す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築後30年以上経過した、1年以上利用がない空き家。ただし、不動産事業者が媒介等契約を締結し又は所有しているもの（以下「媒介等契約物件」という。）又はかつて媒介等契約物件であったもの（媒介等契約物件でなくなってから1年以上経過している空き家を除く。）の場合には、媒介等契約物件となった日から起算し、連続して2年以上利用がない空き家。 ② 建築後30年未満で、2年以上利用がない空き家。ただし、媒介等契約物件又はかつて媒介等契約物件であったものの場合には媒介等契約物件となった日から起算し、連続して2年以上利用がない空き家。 ③ 空き家となってからの期間が連続して5年以上の空き家。 	<p>次のいずれにも該当する建築物（過去に本補助金を活用して改修したものと見做す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む）で、概ね昭和初期以前に建築され、建築物として価値が認められる古民家（例：登録有形文化財等）。 ② 1年以上利用がない空き家。 	<p>次のいずれにも該当する建築物（過去に本補助金を活用して調査したものと見做す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。） ② 1年以上利用がない空き家。
3 間接補助事業者	<p>対象建築物を所有、賃貸借（サブリースを含む。以下同じ。）又は購入しようとする次のいずれかの者（当該建築物の共有者である場合にあっては、他の共有者全員の同意を得られた者に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に在住する個人（空き家等改修支援事業にあっては、事業完了後3箇月以内に県内に移住する者を含む。） ② 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体 ③ 県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む。） ④ 県外に在住する個人（相続により対象の空き家等を所有するに至った者に限る。） 		
4 間接補助対象経費	<p>空き家の利活用に必要な改修工事（母屋の改修工事に伴って実施する場合に限り、土蔵、倉庫、車庫等附帯建築物の改修工事を含む。）に要する次に掲げる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給排水・電気等設備、内外装改修工事費用（テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電、造り付けではない家具及び棚等に要する費用並びに間接補助事業者が自ら施工する場合（技能保持者等が適正に施工するものを除く。）の材料の購入費用は除く。） ② 住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な費用 	<p>次に掲げる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既存住宅状況調査に要する費用 ② 既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する費用 <p>ただし、②に掲げる費用は①に掲げる費用に附帯する場合に限る。</p>	

	<p>③ 設計等費用 ④ 家財道具の撤去処分費用 ⑤ 外構整備費用</p> <p>ただし、③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1／2を限度とする。</p>		
5 極度率	間接補助対象経費の1／3（ただし、市町村負担額が間接補助対象経費の1／2を下回る場合にあっては、市町村負担額の2／3）	間接補助対象経費の1／2（ただし、市町村負担額が間接補助対象経費の3／4を下回る場合にあっては、市町村負担額の2／3）	間接補助対象経費の1／2
6 極度額	<p>① 住宅として活用する場合にあっては、一戸当たり600千円</p> <p>② 住宅以外の用途に転用する場合にあっては、一戸当たり1,000千円</p>	一戸当たり2,000千円	一戸当たり50千円
7 極度要件	<p>① 対象建築物は次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>ア 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。</p> <p>イ 空き家等改修支援事業にあっては、改修後、10年以上利活用に供すること。</p> <p>ウ 古民家空き家等改修支援事業にあっては、改修後、10年以上地域の活性化等に資する目的で利活用に供すること。（単なる個人住宅としての利用は補助対象としない。）</p> <p>エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。</p> <p>オ 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営むものへの転用はできない。</p> <p>カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること。（適正な対策が施されている場合を除く。）</p> <p>② 空き家等改修支援事業にあっては、次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>ア 間接補助事業者自らが改修後に入居する場合、事業実施期間内に入居すること。（間接補助事業者が事業完了後3箇月以内に県内へ移住する場合を除く。）また、間接補助事業者自らが入居しない場合、事業実施期間終了までに賃貸・売買等に係る契約若しくは媒介等契約を締結し、又は市町村等が運営する空き家バンク等に登録すること。（既に空き家バンクに登録されている対象建築物を改修後に再度空き家バンクに登録する場合又は既に媒介等契約を締結している対象建築物を改修後に再度媒介等契約を締結する、若しくは空き家バンクに登録する場合は、補助対象としない。）</p> <p>イ 間接補助事業者自らが対象建築物の所有者であり、改修後に自ら入居する場合、間接補助事業者は原則として当該対象建築物を所有してから2年未満（当該所有が相続により取得されたものであるときは、5年未満）の者であること。ただし、間接補助事業者が居住市町村以外に所在する対象建築物を相続により取得したものであるときは、この限りでない。</p> <p>③ 古民家空き家等改修支援事業にあっては、事業実施期間内に間接補助事業者又は対象建築物を所有若しくは賃借する者が入居すること。</p> <p>④ 国及び県、市町村の他の補助金の交付を受けていないこと。（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）</p>		

様式第1号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県空き家利活用流通促進事業計画（報告）書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

(単位：円)

事業番号	間接補助事業区分	間接補助事業者区分	間接補助対象経費	間接補助金額	うち県補助金	備考
1						
2						
3						
合計						

(注) 1 間接補助事業区分欄には、「空き家等改修支援事業」の場合は「改修」を、「古民家空き家等改修支援事業」の場合は「古民家」を、「既存住宅状況調査等支援事業」の場合は「状況調査」を記入すること

2 間接補助事業者区分欄には、個人・団体・事業者の別を記入すること

3 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（　）とすること

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 他の補助金の活用の有無 有・無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

【添付書類】

交付申請時

- ① 様式第3号、様式第4号又は様式第5号（「3 事業の内容」欄の事業番号ごとに、間接補助事業に対応した様式で作成すること。）
- ② 間接補助対象経費が確認できる見積書の写し等
- ③ 空き家等の所有者が確認できる登記事項証明書の写し等
- ④ 対象建築物の写真
- ⑤ （古民家空き家等改修支援事業のみ）建物の来歴や地域にとっての価値が分かる資料等

実績報告時

- (1) 空き家等改修支援事業
 - ① 様式第3号（「3 事業の内容」欄の事業番号ごとに作成すること）
 - ② 支払いが確認できる領収書の写し等
 - ③ 事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの）等
 - ④ 流通区分に応じて下記の資料
 - ア 間接補助事業者が改修後の空き家に入居する場合は、そのことを証明する書類
 - イ 間接補助事業者が改修後の空き家に入居しない場合は入居契約書、売買契約書、媒介契約書等の写し
 - ウ 市町村等が運営する空き家バンクに登録する場合は、登録後のホームページ画面等の写し
- (2) 古民家空き家等改修支援事業
 - ① 様式第4号（「3 事業の内容」欄の事業番号ごとに作成すること）
 - ② 支払いが確認できる領収書の写し等
 - ③ 事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの）等
- (3) 既存住宅状況調査等支援事業
 - ① 様式第5号（「3 事業の内容」欄の事業番号ごとに作成すること）
 - ② 補助対象経費が確認できる領収書の写し等
 - ③ 調査結果報告書の写し
 - ④ 調査を実施した既存住宅現況検査等技術者の登録証の写しまたは既存住宅状況調査技術者講習の修了証の写し
 - ⑤ 既存住宅売買瑕疵保険に加入した場合は、保険証券の写し

様式第2号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県空き家利活用流通促進事業（変更）収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：円）

財源区分	区 分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当 初 議決（予定） 年 月 日	回 捧 正 議決（予定） 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	県補助金 その他の財源				
	計				

（注）記載内容について変更する場合は、変更前を上段（　）とすること

歳出予算（決算）

（単位：円）

科 目	予 算 額			流 用 等 増△減 額	予 算 現 額	支 払 額	繰 越 額	不 用 額	摘要
	当 初 計上額	補 正 増△減額	計						
（項） （目） （節）									
計									

（注）記載内容について変更する場合は、変更前を上段（　）とすること

様式第3号（第5条、第11条関係）

空き家等改修支援事業 箇所別計画（報告）書

事業番号

1 対象建築物の概要

所在地			
建築年	年	構造	造
階数	階	延べ床面積	m ²
空き家期間※ ¹	年 箇月		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
活用用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅（ ※非住宅の場合は（ ）に具体的な用途を記載すること）		
流通区分	<input type="checkbox"/> 入居（ <input type="checkbox"/> 購入／相続 契約締結日又は相続日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 賃借 契約締結日： 年 月 日）		
	<input type="checkbox"/> 契約（ <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 媒介 契約締結日： 年 月 日）		
	<input type="checkbox"/> 空き家バンクへの登録（登録年月日： 年 月 日） ※登録年月日は完了実績報告時に記載すること		
不動産事業者による媒介の有無	<input type="checkbox"/> 有（契約年月日： 年 月 日）		<input type="checkbox"/> 無
備考			
◆活用用途が「非住宅」の場合は、実績報告時に以下について記載すること			
用途変更の届出※ ² 状況	<input type="checkbox"/> 用途変更の届出要（届出（予定）年月日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 用途変更の届出不要 (届出が不要な場合で、建築基準法への適合を自ら確認したもの)		
	<input type="checkbox"/> 用途変更の届出不要 (建築基準法上の技術基準を「住宅」として取り扱う場合で特定行政庁との協議が完了しているもの) ※協議書の写しを添付すること		

※1 不明確の場合は、確実に空き家であったことが確認できた期間を記載すること

※2 「用途変更の届出」とは、建築基準法第87条第1項の規定で準用する同法第7条第1項に規定する届出のことで、用途変更後の特殊建築物（旅館・ホテル・飲食店等）の用途に供する部分の床面積の合計が200m²を超える場合に、建築主事に届け出ることをいう。

2 間接補助事業者の概要

事業者区分	<input type="checkbox"/> 個人（ <input type="checkbox"/> 県内在住 <input type="checkbox"/> 県外在住） <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 事業者		
所有区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 借主		
備考			
◆事業者区分が「県外在住の個人」の場合は以下について記載すること			
対象区分	<input type="checkbox"/> 事業完了後3箇月以内に県内に移住する者 (移住予定年月日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 相続により対象建築物を所有するに至った者 (相続年月日： 年 月 日)		
◆事業者区分が「団体」又は「事業者」の場合は以下について記載すること			
名称			
代表者名			
所在地			
事業内容	※団体の場合は活動内容、事業者の場合は業種を記載		
電話番号	<input type="text"/>	ホームページアドレス等	<input type="text"/>

3 間接補助対象経費の内訳

(単位：円)

経費区分	細 目※ ¹	間接補助 対象経費	小計	市町村 補助金額※ ²
① 改修工事費				
② 法令適合費				
③ 設計等費				
④ 家財道具等 の撤去処分 費				
⑤ 外構整備費				
合計				

※1 細目欄には経費区分ごとの内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※2 市町村補助金額欄は県補助金その他全ての財源を含めた全体額を記載すること。

※3 ③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1／2を限度とする。

様式第4号（第5条、第11条関係）

古民家空き家等改修支援事業 箇所別計画（報告）書

事業番号

1 対象建築物の概要

所在地							
建築年	年	構造	造				
階数	階	延べ床面積	m ²				
空き家期間※ ¹	年	箇月					
工事期間	年	月	日	～	年	月	日
活用用途	(具体的な活用計画と、期待される地域活性化への効果を記載すること。)						
備考							
◆実績報告時に以下について記載すること							
用途変更の届出※ ² 状況	<input type="checkbox"/> 用途変更の届出要（届出（予定）年月日： 年 月 日）						
	<input type="checkbox"/> 用途変更の届出不要 (届出が不要な場合で、建築基準法への適合を自ら確認したもの)						
	<input type="checkbox"/> 用途変更の届出不要 (建築基準法上の技術基準を「住宅」として取り扱う場合で特定行政庁との協議が完了しているもの) *協議書の写しを添付すること						

※1 不明確の場合は、確実に空き家であったことが確認できた期間を記載すること

※2 「用途変更の届出」とは、建築基準法第87条第1項の規定で準用する同法第7条第1項に規定する届出のことで、用途変更後の特殊建築物（旅館・ホテル・飲食店等）の用途に供する部分の床面積の合計が200m²を超える場合に、建築主事に届け出ることをいう。

2 間接補助事業者の概要

事業者区分	<input type="checkbox"/> 個人（ <input type="checkbox"/> 県内在住 <input type="checkbox"/> 県外在住）	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 事業者
所有区分	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 借主	
備考			
◆事業者区分が「団体」又は「事業者」の場合は以下について記載すること			
名称			
代表者名			
所在地			
事業内容			
※団体の場合は活動内容、事業者の場合は業種を記載			
電話番号		<input type="checkbox"/> ホームページアドレス等	

3 間接補助対象経費の内訳

(単位：円)

経費区分	細 目※ ¹	間接補助 対象経費	小計	市町村 補助金額※ ²
① 改修工事費				
② 法令適合費				
③ 設計等費				
④ 家財道具等 の撤去処分 費				
⑤ 外構整備費				
合計				

※1 細目欄には経費区分ごとの内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※2 市町村補助金額欄は県補助金その他全ての財源を含めた全体額を記載すること。

※3 ③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1／2を限度とする。

様式第5号（第5条、第11条関係）

既存住宅状況調査等支援事業 箇所別計画（報告）書

事業番号	
------	--

1 対象建築物の概要

所在地			
建築年	年	構造	造
階数	階	床面積	m ²
空き家期間※1	年	箇月	
不動産事業者による媒介の有無	<input type="checkbox"/> 有（契約年月日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無		
備考			

※1 不明確の場合は、確実に空き家であったことが確認できた期間を記載すること

2 間接補助事業者の概要

事業者区分	<input type="checkbox"/> 個人（ <input type="checkbox"/> 県内在住 <input type="checkbox"/> 県外在住） <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 事業者
所有区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 借主
備考	
◆事業者区分が県外在住の個人の場合は以下について記載すること	
相続年月日	年 月 日
◆事業者区分が団体又は事業者の場合は以下について記載すること	
名称	
代表者名	
所在地	
事業内容	※団体の場合は活動内容、事業者の場合は業種を記載
電話番号	<input type="text"/> ホームページアドレス等

3 間接補助対象経費の内訳

(単位：円)

経費区分	細目※1	間接補助対象経費	小計	市町村補助金額※2
① 既存住宅状況調査費				
② 既存住宅売買瑕疵保険加入費				
合計				

※1 細目欄には経費区分ごとの内訳を可能な限り詳細に記載すること。

※2 市町村補助金額欄は県補助金その他全ての財源を含めた全体額を記載すること。

※3 ②に掲げる費用は①に掲げる費用に附帯する場合に限る。

様式第6号（第6条関係）

様

年　月　日

職　氏　名

印

年度鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金交付決定通知書

年　月　日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業は、「鳥取県空き家利活用流通促進事業（・・・・事業）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱（令和元年9月18日第201900129063号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）の規定に従わなければならない。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日
様

職 氏 名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

※ 添付書類

2の金額の積算の内訳書等